

猫の譲渡実施マニュアル

令和3年12月23日

福岡市動物愛護管理センター

目 次

1	基本方針および目標	1
2	猫の收容から判定	1
3	担当及び手続き	1
4	判定方法	1
5	譲渡猫の処置	2
6	来所予約開始	3
7	譲渡前講習から申請（来所1日目）	3
8	申請者からの電話連絡	4
9	環境調査	4
10	譲渡時講習及び譲り渡し（来所2日目）	4
11	譲渡後調査	4
12	カンファレンス	5
13	馴致期間後の再判定	5
14	殺処分の手続き	5
15	その他	6

1. 基本方針および目標

- (1) 動物愛護管理センター（以下「センター」という。）から譲渡した猫が「地域の適正飼育のモデル猫」となることを目標として、譲渡事業を進めていく。
- (2) 殺処分頭数の削減を一つの目標としているが、譲渡頭数を増やすことよりも、譲渡の内容を重視し、バラマキ的な譲渡は行わない。

2. 猫の収容から判定

判定は抑留期間後に順次行うが、正確な判定を行うため可能な限り猫が環境に慣れたうえで行う。

3. 担当及び手続き

本マニュアルにおける担当及び手続きは以下のとおりとする。

- 判定員：センター職員（獣医師、動物愛護管理員）3名
判定項目に基づき「適・不適」を判断する。
- 責任者：猫の判定手続きを担当するセンター職員（獣医師、動物愛護管理員）
判定員の結果に基づき、「合格・不合格」を判定する。
- 係長：東部動物愛護管理センター所長
責任者の判定を参考に、最終判定を起案する。
- 課長：センター所長
最終判定を決裁する。

4. 判定方法

譲渡候補猫判定表（以下「判定表」という。）を用いて実施する。

	健康状態の確認のみ	判定
成猫	-	●
子猫（生後3ヶ月未満）（※）	●	-

※ 攻撃性や許容性に問題のある場合は判定を行う。

(1) 判定員

獣医師1名を含めた職員3名

(2) 判定項目

判定項目		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
凶暴性	攻撃性	ない			急なアプローチに対して攻撃する可能性がある	人が近づくだけで攻撃的になる
	警戒心・許容性					
警戒心・許容性	ケージ前に立つ	すり寄ってくる 甘えてくる	寄ってくることもある	寄ってこない	体を引く	毛を逆立てる 警戒音を立てる
	体を触る	なでることができる	ゆっくりとすれば触ることができる	少しは触ることができる 場所によっては触らせない	触れなくはない	全く触らせない
	抱き上げる	抱き上げたり、膝の上に乗せたりできる	ゆっくりとすれば抱き上げることができる	抱き上げることはできるが、体を硬直させる	難しい	全く触らせない
	社会性(触られたときの反応)	リラックスしている	適度な接触に対しては喜ぶ 大きな音や急な動きに驚く	適度な接触に対しては喜ぶが、過度になると警告を出す	うなるなど警告を出す	はっきりした警告を出さずに攻撃してくることもある
健康状態		<input type="radio"/> 異常なし <input type="radio"/> 異常あり 骨格系の異常（骨折、脱臼、先天性疾患等）、著しい消瘦、起立・歩行困難、皮膚病、ウイルス検査（猫パルボ、猫白血病、猫エイズ） その他（ ）				

(3) 判定

① 判定員

「凶暴性」「警戒心・許容性」がレベル1または譲渡可能な範囲であり、かつ健康状態が「異常なし」を原則「適」とする。

② 責任者

判定員の結果に基づき、合格・不合格を判定する。

③ 係長・課長

責任者の判定を参考に係長が最終判定を起案し課長が決裁する。

合格、条件付き合格の場合：譲渡猫として扱う。

不合格の場合：「12. カンファレンス」を行う。

5. 譲渡猫の処置

原則以下の処置を行う。

- ① 不妊・去勢手術、マイクロチップ装着
- ② 混合ワクチン接種
- ③ 上記以外に獣医師が必要とする処置

6. 来所予約の受付

ホームページに情報公開後、翌開所日以降の来所予約を受け付ける。
受け付けの際に以下を確認する。

- ① 何れの譲渡猫を希望しているのか
 - ② 猫を飼育することに家族全員同意はあるか
 - ③ 猫が飼育可能な住居であるか
 - ④ 完全屋内飼育で猫を終生飼育できるか
 - ⑤ 受け皿※を確保できるか
- ※譲り受け後に継続飼育が困難となった際に飼育する者

7. 譲渡前講習から申請（来所1日目）

(1) 譲渡手続きの説明

以下を含め譲渡までの流れを説明。

- 環境調査の実施（市内は訪問、市外は電話による調査）
- 飼育許可証等の提出（飼育場所が賃貸及び集合住宅等の場合）
- 受け皿の確保

申請者の年齢が満65歳以上の場合は「受け皿誓約書」の提出も必要

【受け皿の要件】

- ・年齢満60歳未満であること
- ・譲受希望者と同居でないこと
- ・ペット可住宅に居住していること
- ・その他一般譲渡対象者の基準に準じること

○飼育許可証等及び受け皿誓約書は「環境調査日」までに提出すること。

(2) 譲渡前講習

資料「あなたは本当に飼えますか？」を用いて実施。

講習時には譲渡猫の性格や気質、健康状態の説明を行い、飼育環境やライフスタイル等に合致しているかを確認する。

(3) マッチング及び譲受申請書の受理

- ① 猫とのマッチング後、譲受申請書を「仮申込み」として受け付ける。
- ② 翌開所日以降の連絡（「8. 申請者からの電話連絡」参照。）を受けた時点で「正式な申込み」として受け付ける。

③ 上記終了後、ホームページに申し込み状況を記載する。

【譲受権利の優先順位】

同じ譲渡猫に複数の譲受希望者がいる場合、申請書を提出した順とする。
ただし上記6の来所予約がない場合は申請を受け付けない。

8. 申請者からの電話連絡

申請者は当該猫の譲受を家族と再度協議し、結果をセンターへ電話連絡する。
連絡は譲受申請書を提出した翌開所日～2開所日後の17時までとし、連絡がない場合はキャンセルとみなす。

次点の譲受希望者がいる場合は、キャンセルとみなした日の翌朝に電話する。

9. 環境調査

- ① 飼育場所を訪問し、「譲渡前飼育環境調査票」に従い調査する。
（「市外在住者」の場合、電話で調査を行う。）
- ② 受け皿となった者に電話連絡を行い、意思の確認を行う。
- ③ 「譲受申請書」と併せて課長決裁を行う。

10. 譲渡時講習及び譲り渡し（来所2日目）

(1) 譲渡時講習

以下について講習を行う。

- ・ 終生飼育、不妊去勢の重要性
- ・ 屋内飼育の重要性
- ・ 飼い主マナーの重要性

(2) 適正飼育誓約書の受理

受理する際に、譲渡後調査を行うことを説明する。

11. 譲渡後調査

譲渡後1ヶ月及び6ヶ月後に聞き取り調査を行う。

12. カンファレンス

獣医師 2 名を含む職員 4 名で、不合格となった猫等について協議する。

(1) 対象猫

- ① 判定で不合格となった猫
- ② 馴致期間後の再判定で不合格となった猫
- ③ その他課長がカンファレンスを必要と認めた猫

(2) 協議内容

- ① 団体等譲渡の可能性
- ② 各項目の判定及び取扱い

項目	判定	
健康状態	すべて○	
凶暴性		
警戒心・許容性	○	× (改善見込あり※)
取扱い	合格	馴致期間の設定

※「13 馴致期間後の最判定」で×の場合、改善見込があれば馴致期間を再設定する。

【不合格猫の譲渡受付】

不合格理由を説明し、そのうえで改めて希望した場合のみ、獣医師 2 名以上を含む職員 4 名で受付の可否を協議する。

13. 馴致期間後の再判定

馴致期間後の再判定は、通常 of 判定と同じ内容で行う。

合格、条件付き合格の場合：譲渡猫として扱う。

不合格の場合：「12. カンファレンス」を行う。

14. 殺処分の手続き

「12. カンファレンス」の結果、以下の判断となった場合は、殺処分の手続きを行うことができる。

- ・ 治癒の見込みがない病気やケガがある
- ・ 馴致による改善の見込みがない
- ・ 団体等譲渡ができない など

15. その他

猫の譲渡事業について、「判定方法・手順・その他」の内容・様式等を変更する場合は、センターにおいて協議の上で行う。